

令和6年度歯科健診事業実施要領

1 目的

当事業は、地方職員共済組合沖縄県支部（以下「地共済」という。）の保健事業の一環として、地共済組合員の歯科健診を実施することにより、う蝕や歯肉炎等の早期発見・早期治療につなげ、組合員の健康の保持増進を図るとともに、医療費増嵩の抑制に資することを目的とする。

2 対象者

受診を希望する組合員（任意継続組合員を除く）

ただし、受診日に組合員の資格を喪失している者は、助成の対象外となる。助成の対象外が判明した場合は、全額自己負担とする。

3 受診期間（事業実施期間）

令和6年8月1日～令和6年12月31日まで

4 実施医療機関

沖縄県歯科医師会に加盟する歯科医院（約350カ所）

5 健診費用

健診に係る費用は全額地共済負担（個人負担なし）

ただし、健診以外のクリーニングや治療に関する費用については個人負担とする。

6 検査項目

歯の状態、歯肉の状態（歯周ポケット測定）、口腔清掃状況、口腔粘膜・舌等軟組織の状況、咬合の状態、歯牙欠損部位の状況、その他（顎関節等）の所見の有無、現在歯数、総合評価

7 受診予約及び受診方法

(1) 組合員は別添「歯科健診実施歯科医院一覧」より、希望する歯科医院へ予約を行う。

(2) 受診予定の3週間前までに、電子申請サービスにて受診申込を行う。（原則、全組合員が電子申請サービスで申請を行う。自宅等にもインターネット回線がなく、電子申請が出来ない場合のみ紙での申請を行う。）

(3) 地共済より組合員本人へ「受診許可証書」と「歯科質問票及び口腔健診票」を送付する。

(4) 組合員は、受領した「歯科質問票及び口腔健診票」に必要事項を記入の上、「受診許可証書」及び「組合員証」と併せて持参し、受診する。

※受診時に「受診許可証書」と「歯科質問票及び口腔健診票」を忘れた場合は、全額自己負担となる可能性がある。

8 検査結果の通知等

歯科健診の検査結果は、実施医療機関等から直接受診者に通知されるとともに、地共済へ提供される。

9 個人情報の保護

- (1) 当事業の実施に伴う個人情報の管理及び保護は、地方職員共済組合個人情報保護規程に基づいて行われるものとする。
- (2) 歯科健診の受診を申し込んだ者は、当事業の実施に必要な個人情報が地共済及び各医療機関相互に提供されることに同意したものとする。また、検査結果がデータヘルス計画に基づき地共済が実施する保健事業に活用されることに同意したものとする。

10 雑 則

支部長は、この要領のほか、歯科健診事業の実施に必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。